

業務仕様書

件名：令和6年度帯広地方合同庁舎清掃及び衛生環境等保守管理業務

令和6年1月

帯広防衛支局
総務課

清掃及び衛生環境等保守管理業務

1 業務内容

(1) 庁舎清掃業務：

I. 庁舎清掃業務仕様書のとおり

(2) 衛生環境保守管理業務：

II. 衛生環境保守管理業務及び給水設備点検業務仕様書のとおり

(3) 暖房設備運転管理業務：

III. 暖房設備運転管理業務及び暖房設備点検業務仕様書のとおり

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎

I. 庁舎清掃業務仕様書

この仕様書は、庁舎清掃業務の概要を示すものであるが、本書に明記のない事項であっても、現場の状況に応じ軽微な業務で発注者が認めた業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 一般事項

(1) 日常清掃及び日常巡回清掃

受注者は、除塵、拭き、ゴミの収集等の日常的な作業により、汚れ進行度の早い場所や部位の汚れを除去することによって、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。

(2) 定期清掃

受注者は、除塵、拭き、洗浄、保護剤の塗布等の定期的な作業により、日常的な清掃では除去困難な汚れや汚れ進行度の遅い場所・部位の汚れを除去するとともに建築物資材を保護することによって、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備するとともに、建築物の各部材、整備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。

2 清掃範囲

清掃範囲は別図1及び別図2のとおりとする。ただし、次に示す部分の清掃は省略できるものとする。

- ・家具、什器等があり清掃不可能な部分
- ・電気が通電されている部分又は運転中機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
- ・執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ職員に指示を受けた場合

3 作業上の注意事項

- (1) 作業員の服装は受注者が定めるものとし、名札を付けること。
- (2) 清掃方法、ごみの収集方法等作業内容及び清掃の仕上げに関する事項は、発注者の指示に従うこと。
- (3) 作業は、職員及び来客の通行等に支障のないよう留意すること。
- (4) 無償で提供する水、電気等は、節約に心掛けること。
- (5) 作業員が利用した施設（控室等）については、掃除を心掛けること。
- (6) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用すること。

4 報告又は届出すべき事項

- (1) 受注者は、日常清掃、日常巡回清掃及び定期清掃を実施した結果について、清掃作業日誌（別紙様式第1）に必要事項を記入し、発注者に報告するものとする。
- (2) 作業中に施設、備品、工作物等を汚損・破損した場合は、直ちに発注者に届け出るものとする。
- (3) 作業事故等が発生した場合は、大小を問わず、すべて発注者に報告するものとする。

5 その他

- (1) 清掃に必要な水、電気、ガス及び補充するトイレトペーパー、ペーパータオル、水石鹸、便座シートは発注者が負担するものとし、それ以外のは受注者が負担するものとする。
- (2) 作業員が控室等として無償で使用出来る場所は、別図1のとおりとする。
- (3) 日常清掃及び日常巡回清掃に使用する資機材及び衛生消耗品の保管場所は、別図1のとおりとする。なお、定期清掃に使用する資機材等は受注者が保管し、作業時庁舎内へ持ち込むものとする。
- (4) 受注者は、配置する作業員を書面にて事前に発注者に通知するものとする。また、契約期

間中に作業員を変更する場合も同様とする。

- (5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和4（2022）年2月）における「22-6 庁舎管理等」に該当する品目を調達する場合は、同方針に規定する「判断の基準」を満たす製品を調達するものとする。
- (6) 本仕様に定めのない事項については、発注者と緊密な連絡をとり、その指示に従うものとする。

1. 日常清掃及び日常巡回清掃詳細

1 作業内容

- (1) 日常清掃は、主に除塵、拭き、ゴミの収集等とし、詳細は下記の表1のとおりとする。
- (2) 日常巡回清掃は、1日1回の日常清掃後、庁舎内を巡回しながら部分的な汚れの除去等を行うものとし、詳細は下記の表2のとおりとする。

2 作業期間及び時間

作業期間は、特に指定する場合を除き、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日とし、作業可能時間は原則として8時00分から17時15分までとする。

3 作業箇所等

作業箇所、作業項目、作業内容、周期は、下記の表1及び表2のとおりとし、作業範囲は別図1及び別図2のとおりとする。

表1

日常清掃

作業箇所	作業項目	作業内容	周期	
(建物内部)	1. 床 全面	除塵 ・自在ほうき又はフロアダスターによる除塵	隅は自在ほうき、広い場所はフロアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。	1日
		水拭き ・部分水拭き	汚れが目立つ場所は、モップで水拭きをする。	1日
		便所、湯沸室以外	・全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。
	2. 玄関ホール フロアマット 扉ガラス	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1日
		部分拭き	汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	1日
		備品等	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1日
		ごみ箱	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1日
	金属	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1日
	3. 守衛室			

ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1日
4. 廊下手摺	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1日
5. 便所 ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1日
扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1日
洗面台・水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1日
鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きをして仕上げる。	1日
衛生陶器	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。	1日
衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。	1日
汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1日
換気扇	拭き	①換気扇及びその周辺を除塵する。 ②換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1週間
6. 湯沸室 流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。	1日
厨芥容器	厨芥収集	厨芥を収集し、容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。	1日
換気扇	拭き	①換気扇及びその周辺を除塵する。 ②換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1週間
7. エレベーター 壁・扉・操作盤 扉溝	部分拭き 除塵	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 真空掃除機で吸塵する。	1日 1日
8. 階段 手摺り 窓台	拭き 除塵 拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。 タオル、ダクトクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1日 1日 1日
(建物外部) 9. 敷地内	拾い 掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1週間
10. 靴洗場	除泥、整理整頓	ブラシ等で除泥し、水で洗い流す。用具等は整理して置く。	1週間※
11. 庁舎及び車庫屋上	拾い 掃き	巡回して粗ごみを拾い、砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。	1ヶ月※

※令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間を除く。

表 2

日常巡回清掃

作業箇所	作業項目	作業内容	周期	
(建物内部)				
1. 玄関ホール	床	部分水拭き	汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1日
	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1日
	フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1日
2. 廊下				
床	部分水拭き	汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1日	
3. 便所				
床	部分水拭き	汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1日	
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1日	
洗面台	部分拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	1日	
鏡	部分拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	1日	
衛生陶器	洗浄	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。	1日	
衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。	1日	
汚物容器	汚物収集	内容物を収集する。	1日	
4. 湯沸室				
床	部分水拭き	汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1日	
5. エレベーター				
床	部分水拭き	汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1日	

2. 定期清掃詳細

1 作業内容

作業内容は、床清掃、ガラス清掃、芝刈りとし、詳細は下記の表3のとおりとする。

2 作業期間及び時間

作業期間は、芝刈りのみ5月1日から9月30日までとし、床清掃及びガラス清掃は通年で下記の表のとおり行うものとする。なお、作業実施日については事前に発注者と調整するものとする。

3 作業範囲

作業範囲は、別図1及び別図2のとおりとする。

表 3

定期清掃

作業項目	作業内容	周期
1. 床清掃 弾性床 (552.31㎡)	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。	2ヶ月

<p>硬質床 (189.79㎡)</p>	<p>② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1. 日常清掃詳細の「3 作業範囲」の表中「1.床 除塵」により行う。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をムラのないように塗布する。 ④ 当庁舎の床に適した洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は1. 日常清掃詳細の「3 作業範囲」の表中「1.床 水拭き・全面水拭き」により行う。 ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りムラのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。 ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。</p> <p>① 上記「弾性床 ①～③」を行う。 ② 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 ③ 上記「弾性床 ⑤～⑥」を行う。 ④ 上記「弾性床 ⑨」を行う。</p>	
<p>2. ガラス清掃 (約724㎡)</p>	<p>①ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ②ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。 ③ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。</p>	<p>1年</p>
<p>3. 芝刈り (約552㎡)</p>	<p>機械刈りを原則とし、飛び石等による周囲への被害を防止するため、施工対象区域の小石、散乱ごみ、落葉等障害物を予め除去の上、芝刈りを行うこと。また、実施にあたっては樹木等を折傷のないよう十分注意すること。</p>	<p>1ヶ月</p>

Ⅱ. 衛生環境保守管理業務及び給水設備点検業務仕様書

1 業務場所

北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎

2 一般事項

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条に基づき、建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を1名選任し、管理技術者は次の業務を行うものとする。
- (2) 業務に必要な水、電力、ガスは無償で使用できるものとする。

3 業務内容

- (1) 衛生環境保守管理業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等で定めている下記の測定、検査、清掃等を行うものである。なお、下記以外にも必要な測定等がある場合は、それも行うものとする。

ア 空気環境測定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第3条の2第3号イの規定による測定を偶数月に行うこと。

- (ア) 測定点数は11点（うち、外気の測定点数2点）とし、詳細については、発注者の指示による。
- (イ) 外気については、外気取入口付近及び1階玄関付近で測定する。ただし、浮遊粉じん及び気流の量の測定は行わない。
- (ウ) 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第2条第1号イの表に掲げる数値（以下「管理基準値」という。）と比較すべき数値は、1日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、終業前の2時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。
- (エ) 湿度、相対湿度、気流について、管理基準値と比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。ただし、これによりがたい場合は、1日の使用時間中における2回の測定値とする。

イ 飲料水の遊離残留塩素の検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第7号の規定による検査を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。

なお、採水場所は1階給湯室とする。

ウ 水質検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第3号イ及びロの規定による検査をイについては9月及び3月、ロについては3月にそれぞれ行うこと。

なお、採水場所は1階給湯室とする。

- エ 飲料水の受水槽（12㎡中仕切板（2槽式））、高架水槽（3㎡）の清掃及び内面点検
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第7号の規定による清掃を9月に行うこと。

- (ア) 作業衣及び使用器具は、タンクの清掃専用のもので、作業は健康状態の良好な者により衛生的に行うこと。
- (イ) 受水槽と高架水槽の清掃は同一の日に行うこと。
- (ウ) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和33年法律第79号）及びその他関係法令に基づき、適切に処理すること。
- (エ) タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査（5項目の簡易検査）を行うこと。
- (オ) 清掃時に受水槽及び高架水槽の内面の損傷、劣化等の状況を点検すること。

オ 排水に関する設備の掃除

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の3第1項の規定による掃除を9月、3月にそれぞれ行うこと。

(ア) 排水管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行うこと。

(イ) 掃除によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法及びその他関係法令に基づき、適正に処理すること。

カ ねずみ等の調査及び防除

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5第2項の規定による調査及び防除を5月、11月にそれぞれ統一的に行うこと。

(ア) 本業務は調査結果の判定及び提案までとする。

(イ) 聞き取り、目視、トラップ等による調査を行うこと。

(ウ) 目視、トラップ等による調査箇所は23箇所とし、詳細については、発注者の指示による。

(エ) 調査結果に基づく判定及び提案は、建築物における維持管理マニュアルについて（平成20年1月25日健衛発第0125001号）による。

キ 照度測定

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第605条第2項の規定による測定を9月及び3月に行うこと。

(ア) 測定方法は、JIS C 7612（照度測定方法）によるものとし、測定機器はJIS C 1609-1（照度計）の規格品とする。

(イ) 測定箇所は15箇所とし、詳細については発注者の指示による。

(ウ) 所要照度はJIS Z 9110（照度基準総則）を基準とし、事務室は局部照明によって照度を得ても良い。

(2) 給水設備点検業務は、下記の設備の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査し、その結果により措置が必要か否かの判断を行うものである。

ア 揚水用ポンプ、小型給水ポンプユニット

揚水用ポンプ（川本製作所 吸込口径32mm）2台、小型給水ポンプユニット（川本製作所 吸込口径32mm）1台の点検を9月に行うこと。

(ア) 作業項目、内容は建築保全業務共通仕様書（平成30年版）（以下「共通仕様書」という。）第2編第4章第5節の表4.5.7（A）による。ただし、周期は同表によらずアの時期に実施する。

4 報告

測定等の結果は、3（1）イ及びエ（エ）については異常があった場合は直ちに、その他の業務については翌月10日（ただし、3月実施分については3月31日）までに適正な書面をもって報告することとする。

なお、その際に必要な改善又は処理事項があれば併せて報告することとする。

5 その他

(1) 受注者は、配置する管理技術者の氏名及び資格等を書面にて事前に発注者に通知するものとする。また、契約期間中に管理技術者を変更する場合も同様とする。

(2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」における「22-6庁舎管理等」に該当する品目を調達する場合は、同方針に規定する「判断の基準」を満たす製品を調達するものとする。

(3) 本仕様にて定めのない事項については、発注者と緊密な連絡をとり、その指示に従うものとする。

Ⅲ. 暖房設備運転管理業務及び暖房設備点検業務仕様書

1 業務場所

北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎

2 一般事項

- (1) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日労働省令第33号）及びその他関係法令に基づき、暖房設備の運転、管理を行い効率よく適切な室内温度調整を図るものとする。
- (2) 当該暖房設備は、ボイラー関連機器装置一式とする。
- (3) 受注者は、業務場所にボイラー技士2級以上取得者及び危険物取扱者乙種四類免状を有する者（以下「技術員」という。）を配置し、暖房設備の運転管理を行うものとする。
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、消防法（昭和23年法律第186号）、人事院規則及びその他関係法令に基づき、点検・検査等を行うものとする。
- (5) 業務に必要な水、電力、ガスは無償で使用できるものとする。

3 ボイラー運転期間

運転期間：令和6年4月1日から同年5月14日まで

令和6年10月15日から令和7年3月31日まで

運転時間：8時00分から17時15分まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除くが、ボイラー運転休止による暖房性能の低下の恐れがある場合、または、発注者の指示があった場合は、この限りではない。

4 主な暖房設備の規格

(1) ボイラー

鋳鉄製セクショナル型蒸気ボイラー 2基

1基あたりの能力 定格出力：151kW

伝熱面積：2.38㎡

最高使用圧力：0.098MPa

(2) ユニット形空気調和機

横形 加熱能力：99kW 1基

77kW 1基

(3) 空気清浄装置

折込式中性能 ろ材：フィルターユニット交換 2基

(4) 地下オイルタンク

鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 1基

A重油 3,000L

5 業務内容

(1) 暖房設備運転管理業務

本業務は暖房設備の運転管理及び日常点検・保守に関する以下の業務をいい、関係法令により適切に実施すること。

ア ボイラーの運転・監視、日常点検（作業項目及び作業内容は建築保全業務共通仕様書（令和5年度）（以下、「共通仕様書」という。）第3編第4章第1節の表4.1.3による。）

イ 空調フィルターの交換（実施時期5月）、洗浄

ウ 燃料管理

エ ボイラー室内の清掃、管理

(2) 暖房設備点検業務

本業務は、暖房設備の定期点検、性能検査に関する以下の業務をいい、関係法令により適

切に実施すること。

ア ボイラー性能検査

人事院規則10-4第32条に基づく性能検査を9月に受検すること。

なお、申請料は受注者が負担する。

イ ボイラー性能点検

アのボイラー性能検査を受検するために必要な性能点検（作業項目及び作業内容は共通仕様書第2編第4章第1節の表4. 2. 1の点検時期INによる。）及び清掃を9月に行うこと。

なお、アの登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとする。

ウ ボイラー定期自主検査

人事院規則10-4第32条に基づく定期自主検査（作業項目及び作業内容は共通仕様書第2編第4章第1節の表4. 2. 1の点検時期ONによる。）を、ボイラー運転期間中の毎月14日（14日が行政機関の休日の場合は、14日以前の直近の平日）に実施すること。

エ オイルポンプ定期点検

オイルポンプ（川本製作所 歯車ポンプ（直結型）吸込口径15mm）1台の点検（作業項目、内容は共通仕様書第2編第4章第4節の表4. 4. 7による。）を9月に行うこと。

オ 地下オイルタンク定期点検

地下オイルタンク（カワテックス 材質SS400鋼板 胴板6.0mm 鏡板6.0mm）の消防法第14条の3の2に基づく定期点検（地下タンク本体及び地下埋設配管の漏えいの有無を含む。）を9月に行うこと。

なお、本体及び配管の漏れの点検は「減圧法」により実施すること。

6 報告

- (1) 5(1)の暖房設備運転管理業務を実施した際は汽缶日誌（別紙様式第2）、5(2)ウのボイラー定期自主検査を実施した際はボイラー定期自主検査記録（別紙様式第3）にそれぞれ必要事項を記入し、その他の業務を実施した際は関係法令等により定められている場合は定められた様式、定められていない場合は適宜の書面により、発注者に報告するものとする。
- (2) 故障その他異常箇所を発見した時は、速やかに発注者に報告するものとする。

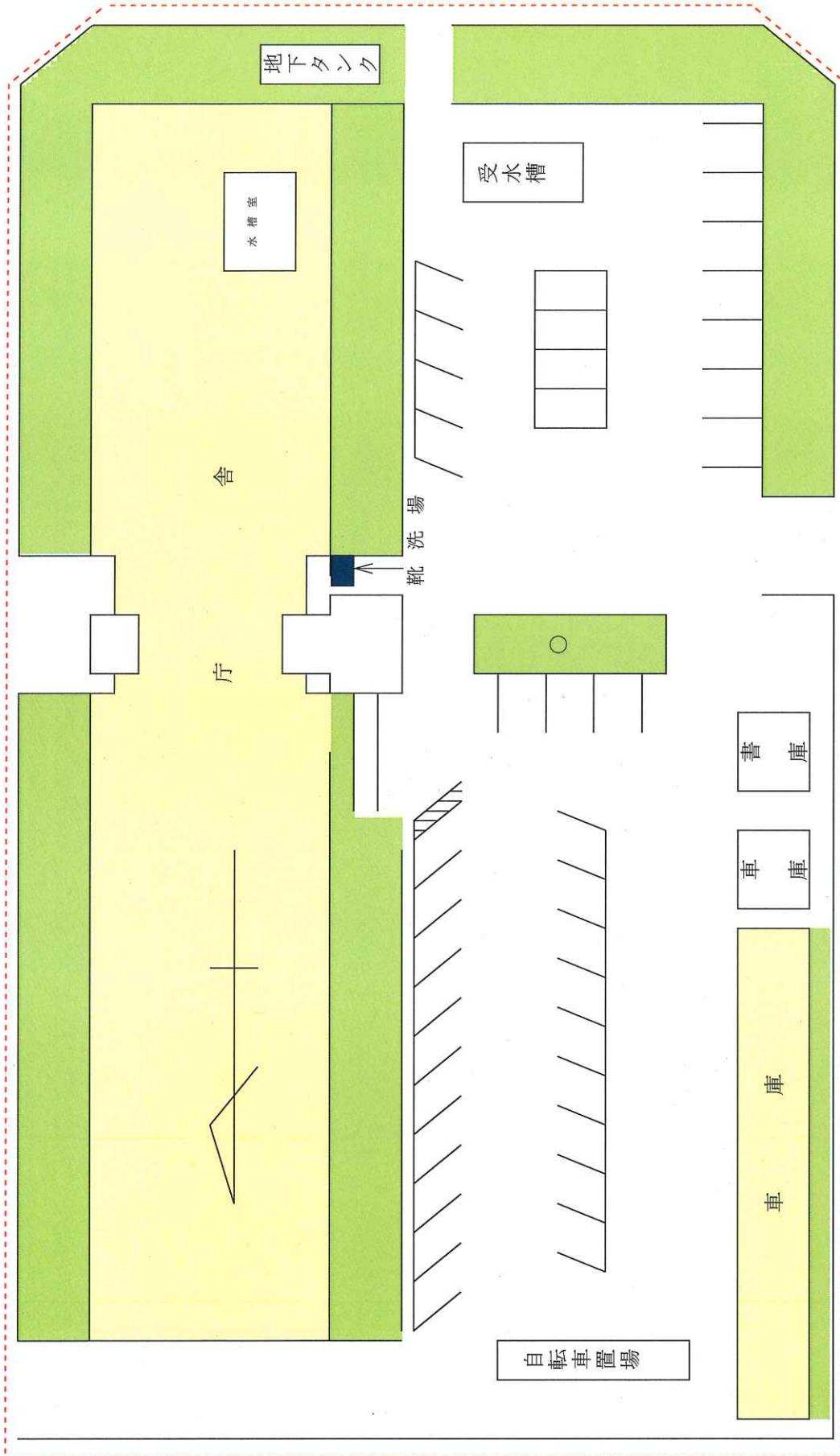
7 その他

- (1) 受注者は、配置する技術員の氏名及び資格等を書面にて事前に発注者に通知するものとする。また、契約期間中に技術員を変更する場合も同様とする。
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」における「22-6庁舎管理等」に該当する品目を調達する場合は、同方針に規定する「判断の基準」を満たす製品を調達するものとする。
- (3) 本仕様にて定めのない事項については、発注者と緊密な連絡をとり、その指示に従うものとする。

帯広地方合同庁舎内清掃範囲平面図



帯広地方合同庁舎外構清掃範囲平面図



- 建物外部範囲
- 芝刈箇所
- 靴洗場
- 庁舎及び車庫屋上

清掃作業日誌

確認 <input type="checkbox"/> 総務課長 (氏名) <input type="checkbox"/> 課長補佐 (氏名) <input type="checkbox"/> 経理係長 (氏名)	作業年月日	令和 年 月 日 ()
---	-------	--------------

日常清掃	作業担当者氏名	作業時間 時 分 ~ 時 分
	作業担当者氏名	作業時間 時 分 ~ 時 分

	作業箇所	作業項目	作業内容	周期	作業実施		
玄関ホール	フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵した。	1日			
	扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分を、タオルで水拭き又は乾拭きした。				
	備品等	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取った。				
	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをした。				
	金属	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取った。				
	床	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出した。				
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをした。				
守衛室	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをした。	1日			
	床	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出した。				
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをした。				
廊下	手摺	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭いた。	1日	1F	2F	3F
	床	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出した。		1F	2F	3F
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをした。		1F	2F	3F
便所	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをした。	1日	1F	2F	3F
	扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分を、水又は適正洗剤を用いて拭いた。		1F	2F	3F
	洗面台・水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭いた。		1F	2F	3F
	鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げた。		1F	2F	3F
	衛生陶器	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭いた。		1F	2F	3F
	衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充した。		1F	2F	3F
	汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをした。		1F	2F	3F
	床	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出した。		1F	2F	3F
		全面水拭き	床全面をモップで水拭きをした。		1F	2F	3F
換気扇	拭き	換気扇及びその周辺を除塵した。 換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げた。	1週間	1F	2F	3F	
湯沸室	流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭いた。	1日	1F	2F	3F
	厨芥容器	厨芥収集	厨芥を収集し、容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭いた。	1日	1F	2F	3F
	床	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出した。	1日	1F	2F	3F
		全面水拭き	床全面をモップで水拭きをした。	1日	1F	2F	3F
	換気扇	拭き	換気扇及びその周辺を除塵した。 換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げた。	1週間	1F	2F	3F
エレベーター	壁・扉操作盤	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭いた。	1日			
	扉溝	除塵	真空掃除機で吸塵した。				
	床	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出した。				
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをした。				
階段	手摺	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭いた。	1日	1F	2F	3F
	窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取った。		1F	2F	3F
		拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭いた。		1F	2F	3F
	床	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出した。		1F	2F	3F
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをした。		1F	2F	3F
建物外部	敷地内	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾った。	1週間			
	靴洗場	除泥・整理整頓	ブラシ等で除泥、水で洗い流し、用具等を整理した。	1週間 (4~10)			
	庁舎及び車庫屋上	拾い掃き	砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除いた。	1ヶ月 (4~10)			

備考

日常巡回清掃		作業担当者氏名		作業時間		時 分 ~ 時 分					
		作業担当者氏名		作業時間		時 分 ~ 時 分					
作業箇所		作業項目		作業内容		周期		作業実施			
玄関ホール	フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵した。		1日						
	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集した。								
	床	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭いた。								
廊下	床	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭いた。		1日	1F	2F	3F			
便所	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集した。		1日	1F	2F	3F			
	洗面台	部分拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭いた。			1F	2F	3F			
	鏡	部分拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭いた。			1F	2F	3F			
	衛生陶器	洗浄	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭いた。			1F	2F	3F			
	衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充した。			1F	2F	3F			
	汚物容器	汚物収集	内容物を収集した。			1F	2F	3F			
湯沸室	床	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭いた。		1日	1F	2F	3F			
エレベーター	床	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭いた。		1日						
備考											
定期清掃		作業担当者氏名		作業時間		時 分 ~ 時 分					
作業項目		作業内容		周期		作業実施					
床清掃	弾性床	表面洗浄	①椅子等軽微な什器の移動を行い、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行った。		2ヶ月	廊下	1F湯沸室	エレベーター	大会議室	小会議室	
			②床面の除塵を行った。作業内容は、日常清掃の「床 除塵」による。			廊下	1F湯沸室	エレベーター	大会議室	小会議室	
			③床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布した。			廊下	1F湯沸室	エレベーター	大会議室	小会議室	
			④洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄した。			廊下	1F湯沸室	エレベーター	大会議室	小会議室	
			⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去した。			廊下	1F湯沸室	エレベーター	大会議室	小会議室	
			⑥2回以上、モップで床全面の水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させた。			廊下	1F湯沸室	エレベーター	大会議室	小会議室	
			⑦樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥させた。(塗布回数は、原則として1回)			廊下	1F湯沸室	エレベーター	大会議室	小会議室	
	⑧移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻した。		廊下	1F湯沸室		エレベーター	大会議室	小会議室			
	硬質床	一般床洗浄	①椅子等軽微な什器の移動を行い、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行った。			玄関ホール	2F湯沸室	3F湯沸室	1F便所	2F便所	3F便所
			②床面の除塵を行った。作業内容は、日常清掃の「床 除塵」による。			玄関ホール	2F湯沸室	3F湯沸室	1F便所	2F便所	3F便所
			③床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布した。			玄関ホール	2F湯沸室	3F湯沸室	1F便所	2F便所	3F便所
			④洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄した。			玄関ホール	2F湯沸室	3F湯沸室	1F便所	2F便所	3F便所
			⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去した。			玄関ホール	2F湯沸室	3F湯沸室	1F便所	2F便所	3F便所
			⑥2回以上、モップで床全面の水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させた。			玄関ホール	2F湯沸室	3F湯沸室	1F便所	2F便所	3F便所
⑦移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻した。			玄関ホール	2F湯沸室	3F湯沸室	1F便所	2F便所	3F便所			
ガラス清掃	洗浄	①ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去した。		1年	1F屋内側	2F屋内側	3F屋内側	屋外側	屋外側	屋外側	
		②ガラス面の隅の汚水をタオル等で拭き取った。			1F屋内側	2F屋内側	3F屋内側	屋外側	屋外側	屋外側	
		③ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭した。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。			1F屋内側	2F屋内側	3F屋内側	屋外側	屋外側	屋外側	
芝刈り	機械刈りを原則とし、小石、散乱ごみ、落葉等障害物を予め除去の上、芝刈りを行った。また、実施にあたっては樹木等を折傷のないよう十分注意した。		1ヵ月 (5~9月)	庁舎周囲	車庫西側	駐車場南西側 国旗掲揚塔周囲					
備考											

汽 缶 日 誌

<input type="checkbox"/> 総務課長 (氏名) <input type="checkbox"/> 課長補佐 (氏名) <input type="checkbox"/> 経理係長 (氏名)		外気温度	午前 9時	℃								
令和 年 月 日 曜日			午後 2時	℃								
天候			午後 4時	℃								
区分	通気状況											
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
西側系統												
東側系統												
毎日の点検及び確認事項					良	否	ボイラー点火時刻		時	分		
起動前	圧力計・水高計・温度計						ボイラー消火時刻		時	分		
	水面計・連絡配管・水位検出器用連絡配管				燃料 使用 量	A重油						
	ボイラー水位					本日指針			L			
	燃料及び給水系統					前日指針			L			
	バーナー					使用量			L			
	ボイラー燃焼室					累計			L			
	煙道ダンパー					残量			L			
	ボイラー室の換気					受入量			L			
	燃料及び給水系統					受入累計			L			
	給水タンク					備考						
起蒸時	プレパージ動作											
	バーナー											
	燃焼安全装置											
	低水位遮断装置											
	吹出装置											
ボイラー 運転中	常時監視											
	水位制御装置											
	バーナーの自動発停動作											
	安全弁・逃し弁・逃し管											
	燃焼用空気及び燃焼ガス											
運転終了時の作業												

ボイラー定期自主検査記録

確認	<input type="checkbox"/> 総務課長 (氏名)	種類 最高使用圧力 伝熱面積 製造者 製造年月日 検査証番号
	<input type="checkbox"/> 課長補佐 (氏名)	
	<input type="checkbox"/> 経理係長 (氏名)	
検査年月日	令和 年 月 日	検査者氏名
状態及び措置		
作業項目	作業内容	異常 有 無
1. 基礎・固定部	取付状態の点検	
2. 外観の 状況	a. 本体	腐食、損傷等の有無の点検 すす等の付着の有無の点検
	b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検
3. 内部の 状況	a. 本体内部 (セクション・燃 焼室)	覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すす の付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検 各管取付け部、弁等の損傷、腐食、ボルトの緩み及び蒸 気又は水の漏れの有無の点検
	b. 煙道・煙突	排ガス漏れ、過熱及び変色の異常、腐食並びに割れの有 無の点検
4. 付属品	a. 安全弁・逃し弁	取付けボルトの緩みの点検
		漏れの有無の点検
		テストレバーのあるものは、作動テストの実施
	b. 排気管・ドレン管	詰まり、腐食、損傷等の有無の点検
	c. 逃し管	詰まり、腐食、損傷等の有無の点検
		保温材の脱落、損傷等の有無の点検
	d. 水面計	弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の 点検
弁又はコックの開閉の良否の点検		
ガラス管の汚れ及び亀裂の有無の点検		
e. 圧力計・水高計・ 温度計	汚れ及び損傷の有無の点検	
	正常値を指示していることの確認	
	取付け部等の漏れの有無の確認	
5. バーナー	ノズルの焼損、変形、汚れ及び詰まりの有無の点検	
	点火栓の焼損、変形及び汚れの有無並びに電極間の寸法 及び位置の適否の点検	
	ディフューザーの焼損、変形及び汚れの有無の点検	
	燃料管の詰まり及び燃料漏れの有無の点検	
	前板の焼損、汚れ及び取付けボルトの緩みの有無の点検	
	タイルの焼損、変形及び汚れの有無の点検	
	空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否の点 検	

作業項目	作業内容	異常		
		有	無	
6. 自動制御装置	a. 操作盤	盤内機器の取付け状態の良否及び汚れ、過熱、さび等の有無の点検		
		表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良否の点検		
		端子の変色、さび及び汚れの有無の点検		
		運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点検		
		動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認		
	b. 点火電極・絶縁碍子	焼損、変形及び汚れの有無の点検		
		放電の良否の点検		
		配線の絶縁の良否及び接続部の緩みの有無の点検		
	c. 蒸気圧力制限器	導圧管の詰まり及びベローズの亀裂の有無の点検		
		レバーの曲り、配線の緩み及び短絡の有無の点検		
	d. 温水温度制限器	感温部のスケール等の付着及び損傷の有無の点検		
		膨張液導管の折損及び液漏れの有無の点検		
	e. 火炎検出器	火炎検出器を取出して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検		
		検出部の装着及び接触の良否の点検		
	f. 燃料遮断弁	油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認		
		弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検		
	g. ばい煙濃度計	投光器、受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検		
		光軸のずれの有無を点検及び指示計のゼロ点調整の実施		
	h. 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認		